

○国土交通省告示第千四百九十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類

1 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道298号新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）及びこれに伴う県道付替工事

2 東日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事（千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間）並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

- (1) 収用の部分 千葉県松戸市上矢切字塚ノ下、字大作、字富士見台及び字南台、中矢切字北台、字杉ノ内及び字向台、三矢小台二丁目、下矢切字東台並びに三矢小台一丁目地内

千葉縣市川市北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、中国分五丁目、堀之内二丁目、堀之内一丁目、中国分一丁目、国分七丁目、国分六丁目、国分五丁目、東国分二丁目、東国分一丁目、国分一丁目、国分二丁目、須和田一丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、菅野三丁目、菅野二丁目、平田二丁目、新田二丁目、平田三丁目、新田三丁目、平田四丁目、大和田四丁目、大和田三丁目、大和田一丁目、東大和田二丁目、稲荷木一丁目、大和田二丁目、稲荷木三丁目、稲荷木二丁目、鬼高四丁目、田尻一丁目、鬼高三丁目、田尻二丁目、田尻五丁目及び高谷二丁目地内

- (2) 使用の部分 千葉県松戸市上矢切字富士見台地内

千葉縣市川市北国分一丁目、菅野二丁目、平田二丁目及び稲荷木二丁目地内

2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 千葉県松戸市上矢切字塚ノ下、字大作、字富士見台及び字南台、中矢切字北台、字杉ノ内及び字向台、三矢小台二丁目、下矢切字東台並びに三矢小台一丁目地内

千葉縣市川市北国分一丁目、北国分三丁目、中国分五丁目、堀之内二丁目、堀之内一丁目、中国分一丁目、国分七丁目、国分六丁目、国分五丁目、国分一丁目、須和田一丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、菅野三丁目、菅野二丁目、平田二丁目、新

田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大和田四丁目、大和田三丁目、大和田一丁目、東大和田二丁目、稲荷木一丁目、大和田二丁目、稲荷木三丁目、稲荷木二丁目、鬼高四丁目、田尻一丁目、鬼高三丁目、田尻二丁目、田尻五丁目及び高谷二丁目地内  
(2) 使用の部分 千葉県市川市大和田一丁目、東大和田二丁目、稲荷木一丁目、稲荷木二丁目、鬼高四丁目、田尻一丁目及び田尻二丁目地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

#### (1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、埼玉県三郷市鷹野四丁目地内から千葉県市川市高谷地内までの延長15.2kmの区間（以下「本件一般国道部区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道298号新設工事及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件一般国道部事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件一般国道部事業のうち、「一般国道298号新設工事」（以下「本件一般国道部本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本件一般国道部本体事業の施行により遮断される県道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

#### (2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、埼玉県三郷市鷹野四丁目地内の三郷南インターチェンジから千葉県市川市高谷地内の高谷ジャンクション（仮称）までの延長15.2kmの区間（以下「本件高速自動車国道部区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事」（以下「本件高速自動車国道部事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件高速自動車国道部事業のうち、「高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事」（以下「本件高速自動車国道部本体事業」という。）は、道路法第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本件高速自動車国道部本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本件高速自動車国道部本体事業の施行により遮断される下水道の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第18号に掲げる下水道法（昭和33年法律第79号）による流域下水道に関する事業に該当する。

したがって、本件一般国道部事業及び本件高速自動車国道部事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

### (1) 第2の1に係る事業

一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件一般国道部区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件一般国道部事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

### (2) 第2の2に係る事業

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件高速自動車国道部区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件高速自動車国道部区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件高速自動車国道部事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

#### イ 東京外かく環状道路の概要

東京外かく環状道路（以下「外環」という。）は、東京都心から放射状に伸びる一般国道や高速自動車国道である第一東海自動車道、中央自動車道富士吉田線、関越自動車道新潟線（以下「関越道」という。）、東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北道」という。）、常磐自動車道（以下「常磐道」という。）、東関東自動車道水戸線（以下「東関東道」という。）等の幹線道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を円滑に分散、導入し、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせることなどにより、首都圏や沿線地域における交通混雑の緩和、安全かつ円滑な交通の確保、防災機能の向上等を図ることを目的に計画された都心から半径約15km圏に位置する総延長約85kmの環状道路である。

外環のうち、和光市から市川市に至る区間は一般国道と高速自動車国道とが併設された道路構造であり、前者は一般国道298号、後者は東関東道等として事業が施行されており、本件事業は外環の一部を形成するものである。

#### ロ 第2の1に係る事業

一般国道298号（以下「本路線」という。）は、和光市を起点とし、さいたま市、三郷市、東京都葛飾区、松戸市等を経て、市川市に至る延長約48kmの幹線道路である。

本路線のうち本件一般国道部区間が存する地域においては、特に松戸市と市川市は南北方向の交通を担う幹線道路の整備が十分ではなく、その交通は主要地方道市

川松戸線や一般県道松戸原木線等（以下「県道等」という。）を利用している状況であるが、県道等は、基本的に2車線の道路であり、松戸市及び市川市の市街地を通過していることから、各所で慢性的な交通混雑が発生している状況にあり、生活道路である市道が県道等の交通混雑を避けるための抜け道として利用されている。また、県道及び市道における死傷事故が多く発生するなど、当該地域における安全かつ円滑な交通が阻害されている状況である。

平成17年度道路交通センサスによると、県道等の自動車交通量は、主要地方道市川松戸線の松戸市下矢切地内で17,678台／日、市川市国府台5丁目地内で13,635台／日、一般県道松戸原木線の市川市南大野1丁目地内で27,738台／日、混雑度は、それぞれ1.33、1.31、1.85となっている。

本件一般国道部事業が完成することにより、既に供用済みの区間とあわせ、三郷市から市川市までの区間における南北方向の幹線道路が新たに整備され、本件高速自動車国道部事業の完成とあいまって、当該地域において県道等を利用している交通を分担することにより県道等の交通混雑の緩和が図られるとともに、生活道路である市道に流入していた交通が本来走行すべき路線を利用することになるなど、当該地域の県道及び市道の本来の機能が回復され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

## ハ 第2の2に係る事業

東関東道は、東京都練馬区を起点とし、三郷市、松戸市、市川市、千葉市、成田市、潮来市等を経て、水戸市に至る延長約140kmの高速自動車国道であり、そのうち、東京都練馬区大泉町地内の大泉ジャンクションから千葉県市川市高谷地内の高谷ジャンクション（仮称）までの区間については、外環の一部を形成するものである。

東京を中心とする首都圏は都市機能が集積し人口が集中しているが、その高速交通ネットワークは、東京を中心とした放射状の路線が整備されているのに対し、環状の路線の整備が十分ではないことから、都心に起終点を持たない自動車交通が都心を通らざるを得ない状況にある。

また、本件高速自動車国道部区間が位置する千葉西北部臨海地区は、取扱貨物量が全国第2位である千葉港を中心とした京葉工業地帯の一部として機能しており、同地区から首都圏の広範囲にわたり多くの物流がある。しかし、同地区から埼玉県方面等への物流は、都心の路線を経由するか、都心を避けて松戸市や市川市における県道等を経由することとなり、これらの路線は慢性的に交通混雑が発生している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、本件高速自動車国道部区間に並行する高速中央環状線の自動車交通量は、江戸川区北葛西2丁目地内で96,702台／日、混雑度は1.29となっている。

本件高速自動車国道部事業が完成することにより、既に供用済みである大泉ジャンクションから三郷南インターチェンジまでの区間と一体となって機能し、関越道、東北道、常磐道等と連絡することとなり、都心方向に集中する交通を円滑に分散、導入し、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせるなどの機能が発揮され、首

都圏の交通混雑の緩和や物流の円滑化等に寄与するとともに、沿線地域において高速交通ネットワークへのアクセスが容易になり、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られるものと認められる。

さらに、首都圏における広域的な高速交通ネットワークが強化されることにより、災害時等における代替路が確保されることとなる。

## 二 生活環境に及ぼす影響

本件事業が生活環境等に与える影響について、埼玉県区間については、建設省関東地方建設局長が「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年7月建設事務次官通知）等に基づき昭和59年7月に、東京都及び千葉県区間については、都市計画手続において、都市計画決定権者である東京都知事又は千葉県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、それぞれ平成10年5月、平成8年12月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成20年12月及び平成22年6月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質、振動等については環境基準等を満足しており、騒音については遮音壁等を設置することにより環境基準を満足するとされていることなどから、起業者は本件事業の施行に当たり、遮音壁等の設置、低騒音舗装の施工を行うこととしている。

なお、本件一般国道部の外側には、沿線地域の生活環境の保全等を目的として、植樹帯、副道、自転車歩行者道等からなる環境施設帯を設置する計画としている。

また、副道及び自転車歩行者道のほか、交差点、横断歩道橋等の整備により、車両については、副道を通じた本件一般国道部との自由な出入りを確保し、交差点等で外環の横断ができるようにするとともに、歩行者については、自転車歩行者道と併せ、横断歩道橋、横断歩道等を利用して外環を横断できるようにし、沿線地域における交通利便性を確保しており、住民の往来や日常生活に対する配慮がされていると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件一般国道部区間及び本件高速自動車国道部区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）内並びにその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物のシラコバト、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する

法律（平成4年法律第75号）における国際希少野生動植物種のコアジサシ、国内希少野生動植物種のアサギサシ及びオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているチゴモズ及び絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ等の生息が確認されている。シラコバト、コアジサシ及びチゴモズについては、計画路線の周辺に同様の生息環境が存在することなどから、影響は軽微であると評価されており、アサギサシ及びオオタカについては、営巣が確認されていないこと、計画路線の周辺に同様の生息環境が存在することから、影響は軽微であると評価されている。メダカについては、周辺に同様の生息環境が存在することなどから、影響は軽微であると評価されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウラギク、キンラン等の生育が確認されているが、起業者は、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された場合には、移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在し、そのうち3箇所については発掘調査を完了しており、記録保存の措置を講じている。起業者は、残る9箇所についても発掘調査を行い、千葉県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

また、市川市国分五丁目地内の北下遺跡について、起業者は、千葉県教育委員会等の関係機関と協議を行い、当該遺跡付近の自転車歩行者道の設置位置を変更するなど、当該遺跡の保存に配慮した計画としている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件一般国道部事業は、県道等の交通混雑の緩和や沿線地域における安全かつ円滑な交通の確保を図ることなどを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線の一般国道を建設する事業である。本件高速自動車国道部事業は、首都圏の交通混雑の緩和や物流の円滑化を図ることなどを主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、三郷市に係る区間については昭和44年5月24日に、東京都葛飾区及び松戸市に係る区間については昭和44年5月20日に、市川市に係る区間については昭和44年5月31日にそれぞれ都市計画決定され、その後、三郷市に係る区間については昭和60年10月1日に、東京都葛飾区に係る区間については平成10年7月17日に、松戸市及び市川市に係る区間については平成8年12月20日にそれぞれ変更決定された都市計画と、北下遺跡の現地保存に伴い自転車歩行者道の設置位置を変更した箇所、掘割構造から蓋かけ構造へ変更した箇所等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本件一般国道部事業の施行に伴う県道の付替工事並びに本件高速自動車国道部事業の施行に伴う市道及び下水道の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件一般国道部事業については、県道等の交通混雑をできるだけ早期に緩和し、沿線地域における安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められ、本件高速自動車国道部事業については、できるだけ早期に首都圏の交通混雑の緩和や物流の円滑化等を図る必要があると認められる。

また、沿線の松戸市長や市川市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 千葉県松戸市役所及び市川市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

##### 1 第2の1に係る事業

千葉県松戸市中矢切字杉ノ内及び字向台、三矢小台二丁目、下矢切字東台並びに三矢小台一丁目地内

千葉縣市川市北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、中国分五丁目、堀之内二丁目、堀之内一丁目、中国分一丁目、国分七丁目、国分六丁目、国分五丁目、東国分二丁目、東国分一丁目、国分一丁目、国分二丁目、菅野六丁目、菅野三丁目、菅野二丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大和田四丁目、大和田三丁目、大和

田一丁目、稲荷木三丁目、鬼高四丁目、田尻一丁目、鬼高三丁目、田尻二丁目、田尻五丁目及び高谷二丁目地内

## 2 第2の2に係る事業

千葉県松戸市中矢切字杉ノ内及び字向台、三矢小台二丁目、下矢切字東台並びに三矢小台一丁目地内

千葉縣市川市北国分一丁目、北国分三丁目、中国分五丁目、堀之内二丁目、堀之内一丁目、中国分一丁目、国分七丁目、国分六丁目、国分五丁目、国分一丁目、菅野六丁目、菅野三丁目、菅野二丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、大和田四丁目、大和田三丁目、大和田一丁目、稲荷木三丁目、鬼高四丁目、田尻一丁目、鬼高三丁目、田尻二丁目、田尻五丁目及び高谷二丁目地内